

# 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

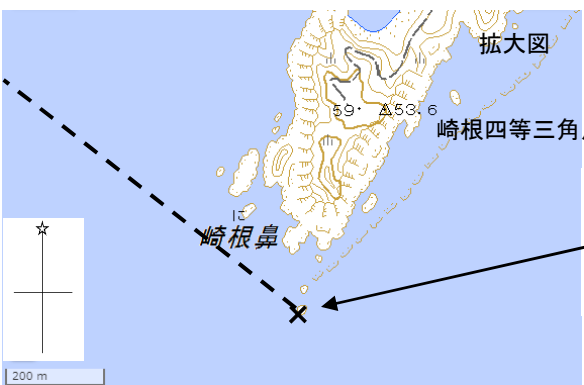
事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月17日 21時00分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町崎根鼻南方沖 崎根四等三角点から真方位204°450m付近 （概位 北緯28°03.7′ 東経129°19.1′）
事故の概要	プレジャーボート奈々は、南東進中、乗り揚げた。 奈々は、船長及び同乗者2人が負傷し、船首部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成29年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 奈々、5トン未満 295-27534鹿児島、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関、44.10kW、昭和62年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月19日 免許証交付日 平成26年9月10日 （平成32年5月12日まで有効） 同乗者A 女性 65歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）、軽傷 2人（船長及び同乗者B）
損傷	船首部船底外板に破口、左舷船首部外板に擦過傷、船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約0.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、水温 約30℃ 月出時刻：18日01時58分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び友人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、船長が操縦区画右舷側の操縦席に腰を掛け、同乗者Aが同区画左舷側に、同乗者Bが左舷側の通路にそれぞれ座り、平成29年8月17日20時35分ごろ瀬戸内町古仁屋港に向

	<p>けて同町加計呂麻島にある秋徳漁港を出港した。</p> <p>船長は、秋徳漁港東方沖で諸鈍湾の北東方にある諸鈍の街明かりを見ながら、同湾の南東端にある崎根鼻が闇夜で視認できないものの、同鼻から距離を隔てるつもりで船首を同鼻南方沖に向け、船外機を回転数毎分約2,000とし、約6～7ノットの対水速力で手動操舵により南東進していた。</p> <p>船長は、諸鈍湾を続航中、左舷方に視認していた諸鈍の街明かりが見えなくなった後、眠気を感じたので、風に当たって眠気を覚まそうと思い、操縦席の前に立って操縦区画の上方から顔を出したが、眠気を払うことができず、ふと気付けば目を閉じている状況を繰り返した。</p> <p>船長は、目を開けたとき、左舷方に明かりが見えたので、崎根鼻南方沖を通過して加計呂麻島南東岸にある徳浜の街明かりが見えたのではないかと思った後、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、同乗者Bが、左舷方に認めた崎根鼻に接近していると思い、沖の方に向かうように叫び、船長が同乗者Bの声を聞いて目を覚ました直後、21時00分ごろ崎根鼻南方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船首が本件岩場に乗り揚げたが、船体が本件岩場から離れ始めると同時に船尾が沈んで右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、舵輪で腹部等を打ち、反動で後方に転倒し、気付いたときには転覆した本船の船底に乗っていた。</p> <p>同乗者Aは、転覆した際に海中に投げ出され、本船の近くで浮いていたところ、船長に手を掴まれて本船に引き寄せられた。</p> <p>同乗者Bは、転覆した際に海中に投げ出され、泳いで本船の船首部に掴まった。</p> <p>船長は、同乗者Aをロープで本船にくくり付けるよう同乗者Bに指示し、携帯電話で海上保安庁等に救助を要請した。</p> <p>乗船者全員は、来援した大島地区消防組合瀬戸内分署の所属船に救助され、古仁屋港に運ばれた。</p> <p>乗船者全員は、救急車で病院に搬送され、その後、船長及び同乗者Aが別の病院に転院し、船長が前額部裂傷、腹部打撲及び肝損傷、同乗者Aが頭部挫創、細菌性肺炎、出血性貧血及び鎖骨骨幹部骨折、同乗者Bが右下腿挫傷とそれぞれ診断された。</p> <p>本船は、巡視艇によって古仁屋港にえい航され、陸揚げされた後、解体処分された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の損傷状況(船首部) 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.6mであった。</p> <p>本船は、GPSプロッターがなかった。</p>

	<p>国土地理院発行の2万5千分の1地形図（古仁屋）及び国土地理院撮影の空中写真（2008年撮影 奄美大島）によれば、崎根鼻南方沖に二つの岩場があり、本件岩場が南側である。</p> <p>船長は、本船の操船経験が約10年間あり、加計呂麻島南岸沖の釣り場と古仁屋港との間を月約2～3回往復する際には崎根鼻及び本件岩場を視認し、ふだん月明かりがあるときには本件岩場が100m程度離れたところから見えていた。</p> <p>船長は、ふだんから街明かりや山を見て針路を決めており、眠気を感じる前、闇夜で左舷方の諸鈍と崎根鼻との間にある山がぼんやりと見えていたが、崎根鼻が見えなかった。</p> <p>船長は、以前諸鈍と崎根鼻との間に夜釣りの明かりを認めたことがあったので、本事故当時も夜釣りの明かりが見えたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者Aは、本事故当時、救命胴衣の前部ファスナーを開けた状態で着用しており、本船が転覆後、救命胴衣が脱げていた。</p> <p>同乗者Bは、暑くなってきたと感じて救命胴衣を脱いでおり、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者Bは、漁船の乗船経験があり、崎根鼻南方沖に本件岩場があることを知っていた。</p> <p>船長は、古仁屋港に帰航しない予定であったので、19時30分ごろ夕食をとりながらビールをコップ1杯半程度飲んでいたところ、同乗者Bから体の具合が悪いことを聞いて、古仁屋港に帰航することにした。</p> <p>船長は、秋徳漁港を出港後、慣れた海域を航行していて安心感があったこと、夕食後で満腹感があったこと、及びアルコールを摂取していたことによって、眠気を催したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、眠気を感じたときに停船して顔を洗えば、眠気が覚めたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、諸鈍湾を南東進中、船長が居眠りに陥ったことから、本件岩場に向けて航行していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、秋徳漁港を出港後、慣れた海域を航行していて安心感があったこと、夕食後で満腹感があったこと、及びアルコールを摂取していたことから、緊張が緩んで覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、諸鈍湾を南東進中、船長が居眠りに陥っ</p>

	たため、本件岩場に向けて航行していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船中に眠気を催した場合は、体を動かすなどして眠気を払拭すること。</li><li>・ 操船に当たる場合、アルコールの摂取を控えること。</li><li>・ 暴露甲板上では、救命胴衣等の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所  
(平成29年8月17日  
21時00分ごろ発生)

※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

写真1 本船



写真2 本船の損傷状況（船首部）



損傷箇所